

別紙

食品廃棄物等の発生抑制の目標値に係る告示案等についての意見の募集（パブリックコメント）の結果について

●パブリックコメントにおけるご意見及びそれに対する考え方

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>発生抑制の為の目標設定は結構とおもいますが、発生後のリサイクルの方法を両主務省庁である、環境・農林両省が飼料・肥料が大部分の、リサイクル後の製品の安全性を担保する手段をなんらとっていないように思われます。</p> <p>原料の出所を担保するためのトレーサビリティがとれるのは、マニフェストで管理している産業廃棄物しかありません。一般廃棄物もかなり曖昧で、有価物としても現状取引されている、食品残渣のひとつとされる廃食用油は皆無と言わざるを得ません。現にBDFに使うと云って集めて本当にBDFにつかっているのか数字的な根拠は皆無です。排出者・運搬・処理の三者ともリサイクルの大義名分さえついていればなんでもありの状態です。</p> <p>【理由】</p> <p>そもそも論でいうと環境省と農林省の「廃棄物」の定義が一致していないところから始まっています。環境省は要らない、利用できないものが「廃棄物」農林省は利用できるできないにかかわらず、発生した時点で「廃棄物」</p> <p>これが、食品残渣に廃棄物処理の許可がないから、有価物で引き取る業者ができる原因になっていると思われます。有価物であってもいいのですが、安全性担保の方法として、廃棄物が有価物に変わる分岐点の法的定義(1円はらえば廃棄物でなくなり有価物なのか、現状は極めて曖昧)の決定。有価物で扱うなら、トレースのとれるマニフェストと同等の仕組みづくり等が必要と考えます。</p>	<p>目標値の設定にあたり、ご理解をいただきありがとうございます。</p> <p>ご指摘のありましたリサイクル製品については、原料が有価物であるか廃棄物であるかを問わず、飼料は飼料安全法、肥料は肥料取締法を遵守する必要があります。</p> <p>また、食品関連事業者における再生利用の取組については、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」の第5条において食品廃棄物等の収集又は運搬の基準、同第6条において食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準、同第7条において再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準、同第8条において、再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準を定めており、食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保するため必要な指導等を行っているところです。</p> <p>なお、飼料については、回収油を飼料原料として使用した場合には、購入先、年月日等を帳簿に記載するよう飼料安全法第52条で義務付けており、由来の明かでない回収油については、飼料原料としての使用を差し控えるよう指導しております。</p> <p>一方、肥料については、回収油は肥料成分が含まれていないため肥料あるいは肥料原料として使用されていません。</p>
2	<p>1. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討WG報告書において、「動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）」について食品廃棄物等の発生抑制目標値を設定する対象とされないことは、当業界がこれまで要請してきたところであり、感謝申し上げます。</p> <p>2. しかし現行制度においては、植物油製造業における油粕は、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、主務大臣への報告義務が課せられていますが、そもそも油粕は販売することを目的として製造されるものであるため、1.の趣旨を併せ、この報告対象から除外されるべきと考えます。具体的には、「食品廃棄物等の多量発生事業者の定期の報告に関する省令」改正案の【備考】4中、「動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）」を削除していただきたい。</p> <p>3. 「リサイクル」とは、廃棄物として処理されがち</p>	<p>「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討WG報告書」においては、大豆ミールは、既に市場が形成されており、食品廃棄物等の発生を抑制するからといって、こうしたものの発生抑制を求めるものではないとされています。</p> <p>しかしながら、同時に、同報告書では、動植物油脂製造業においても、排出されている廃棄物があることに鑑み、当面、自主的な努力により、廃棄処分されている部分の抑制に努めるとともに、再生利用の更なる推進に努めることが必要と記載されています。</p> <p>また、食品リサイクル法では、食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものについて、有用なものは、食品循環資源として、確実に再生利用（食品循環資源を肥料、飼料等の原材料として利用。）することを求めています。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>な資源の再利用を意味する言葉であり、販売目的をもって製造される物品は、リサイクルの対象とはならないものであると考えます。</p>	<p>したがって、それが達成されているかを確認するためにも、引き続き動植物油脂製造業において発生する食品循環資源は、定期報告で報告いただくことが必要です。</p>
3	<p>食品添加物製造工場です。小分類の細分化に当てはまるものが特にありません。また、基準となる基準発生原単位も同様です。廃棄物の削減は重点項目として取り組んでいます。しかし、新品目には残渣を多く伴うものが多くあり年次だけ捉えると発生量が増加する場合があります。結果よりも削減のプロセスを重視してもらおうと取組みをするうえで励みになります。</p>	<p>食品添加物の中でも着香料を製造されている場合は、日本標準産業分類（平成19年11月改訂）における、その他の食料品製造業の細分類の「他に分類されないその他の食料品製造業」に該当することから、これに基づいて定期報告の業種を選択していただき、報告をお願いします。</p> <p>なお、この業種区分では、今回、データ不足により目標値の設定をしておりませんが、当面、自主的な努力により、廃棄処分されている部分の抑制に努めるとともに、再生利用の更なる推進に努めるようお願いいたします。</p>
4	<p>告示案の備考の2における「食品廃棄物発生量（単位kg）」を「食品廃棄物発生量（単位kg）からそのうち明確に不可食分量として区分できる量（単位kg）を控除したもの」に変更する。</p> <p>【理由】</p> <p>同じ業界にあっても、製品の種類によって発生する食品廃棄物量は全く異なる。たとえば「牛乳・乳製品製造業」で製造される「コーヒー入り乳飲料」は製造に際し、コーヒーの抽出残さが発生するため、「牛乳」等を製造する場合に比し、多くの食品廃棄物を発生する。これらも含めて規制の対象とすることはコーヒー・紅茶等抽出原料を含む製品の商品特性・製造量を制限するものとなる。</p> <p>今回の改正案においては、「清涼飲料製造業」においては残さが出るものと出ないもので業種を分けており、また、一部の業種においては不可食の食品廃棄物の発生を理由に目標設定が見送られるなど今回の改正の方針として「製品製造上必然的に発生する不可食の食品廃棄物」については業種単位で相応の考慮がなされていると理解できる。しかし前述のように同じ業界内でも事業者により製品構成が異なるため業界一律の目標値設定が公平な対応とは言えない。</p> <p>従って、製造段階で必然的に発生する不可食の食品廃棄物について、その不可食分の発生量が可食の食品廃棄物と明確に区分される場合、不可食分を全食品廃棄物量から控除した上での目標値とすべきである。</p>	<p>発生抑制の取組に熱心な事業者を拡大していくためには、業種一律の目標値を設定することにより、事業者の努力を客観的に評価することが必要です。</p> <p>今回、業種の実態を反映させる観点から、定期報告のデータを用いて目標値の検討を行ってまいりましたが、現行の定期報告では、事業者負担も勘案し、可食部と不可食部を分けて報告するよう義務付けてはならず、業界全体での可食部と不可食部の発生量の把握がされていないことから、ご指摘の不可食部を除いた目標値の設定はできませんでした。</p> <p>他方、「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討WG報告書」に記載されているとおり、食品の製造に伴い必然的に発生する食品廃棄物等を可能な範囲で発生抑制をしていくことが望ましいことから、今後は、まず、可食部及び不可食部の量的な把握を行うことなどにより、発生抑制の余地や手法について検討していく必要があるとされたところです。</p>
5	<p>1. 当社の食品廃棄物（糖蜜）の発生事情</p> <p>(1) 当社は、精製糖を製造している受託生産会社です。原料糖は生産委託会社から支給される甘しや糖（国内外産）及び甜菜糖（国内産）である。</p> <p>(2) 糖蜜は原料糖を精製し砂糖製造した残渣と云えるが、経済的に糖分回収が可能まで実施している。しかし、未だ糖分を多く含み、植物由来有用物の豊富な糖蜜は家畜類には有用な食料源である。</p> <p>(3) 糖蜜発生量の因子の多くは、原料糖品質に大き</p>	<p>「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討WG報告書」において、食品廃棄物等のうち商品として、既に市場が形成されているものについては、食品廃棄物等の発生を抑制するからといって、こうしたものの発生抑制を求めるものではないとされており、糖蜜は既に商品として市場が形成されていることから、これに該当すると考えられます。</p> <p>他方、食品リサイクル法では、食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものについて、有用なも</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>く左右される。平成 23 年度実績見込は、甜菜糖の猛暑不作、タイ国産原料糖品質悪化による糖蜜発生量が増加した。</p> <p>(4) 原料糖は生産委託会社より支給のことから、当社は原料糖品質等への関与ができなく工程管理に限界があることから管理外となる。</p> <p>2. 発生抑制目標値設定に係わる意見</p> <p>(1) 糖蜜は商品として市場形成されており、廃棄物という概念には違和感を覚える。</p> <p>(2) 市場形成されている物(商品)の発生抑制するということは、技術的に困難であるが市場混乱の原因を作ることでありできる策ではない。</p> <p>(3) 砂糖の原料糖は、作物栽培されるさとうきびとてんさいであり、その出来具合は気象要因に左右され原料糖品質に影響を与える。</p> <p>(4) 原料糖品質項目の一つである糖度値によって、関税法から関税課税がされることから高品質原料糖の輸入ができない現状であるが、諸外国のように糖度値基準を引き上げができれば糖蜜発生量の抑制が可能である。</p>	<p>のは、食品循環資源として、確実に再生利用(食品循環資源を肥料、飼料等の原材料として利用)することを求めています。</p> <p>したがって、それが達成されているかを確認するためにも、引き続き糖類製造業(砂糖精製業)において発生する食品循環資源は、定期報告で報告いただくことが必要です。</p>
6	<p>外食産業では、一つの企業の中でも様々な業態の店舗を持っており、業態ごとに食品廃棄物の発生量が全く違います。発生抑制の目標値については、改正省エネ法のように「企業単位」の目標値設定でないと難しい状況です。</p>	<p>「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討 WG 報告書」に記載されているとおり、外食産業で発生する調理くずや食べ残しなどはいずれも可食部であり、発生抑制の重要性が高いうえ、異物混入や塩分・油分が多い故に再生利用も進みにくいことも考えれば、再生利用等実施率目標の達成という観点からも、できる限り発生抑制を行うことが必要です。</p> <p>一方、外食産業の業態は多様であり、日本標準産業分類をベースとした現在の定期報告の業種区分では、例えば細分類による仕分けを行ったとしても、業態を踏まえた目標値の設定とはならないことと、現時点では必要なデータが得られていないことを踏まえ、今回は、目標値の設定を見送ることとしたところです。</p> <p>今後は、食品廃棄物等の発生の仕方に着目した業種区分に基づく定期報告を求めることなどによりデータを集め、2年後に設定を行うこととなります。</p> <p>なお、発生抑制の取組に熱心な事業者を拡大していくためには、業種一律の目標値を設定することにより、事業者の努力を客観的に評価することが必要となります。ご指摘の点も踏まえつつ、業界の実態が反映されるような目標値の検討をまいります。</p>
7	<p>「肉加工品製造業」に該当する業を営む者ですが、基準発生原単位の計算式で、「発生量÷売上高または発生量と密接な関係をもつ値」としてはありますが、発生量には、食品や肥・飼料等に再生利用されるもの、および牛のせき柱(BSE 関係のリスク管理として、食品等および飼料用動物性油脂または肥料の原料としての利用が禁止となっている)は除外すべきであり、再生利用もされず純粋に廃棄している量とすべきであると考えます。</p> <p>特に、牛のせき柱は、法律で再生利用が禁止され廃</p>	<p>牛のせき柱は、食品の製造過程で必然的に発生する食品廃棄物等であり、その抑制は難しいと考えられます。また、再生利用ができないこともご指摘のとおりです。</p> <p>今回、業種の実態を反映させる観点から、定期報告のデータを用いて目標値の検討を行ってまいりましたが、事業者負担も勘案し、現行の定期報告では、せき柱などの再生利用が禁止されている部位を分けて報告するよう義務付けていません。</p> <p>このため、現状では業界全体の脊柱を除いた食品廃</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>棄しているの、再生利用率の計算からも除外すべきものと考えます。</p>	<p>棄物等の発生量の把握がされておらず、基準発生原単位の計算上、それらを除外することは困難であり、今回の目標値の設定にあたっては、全ての業種において、食品廃棄物等の数量を用いることになっています。</p> <p>食品の製造に伴い必然的に発生する食品廃棄物等を可能な範囲で発生抑制をしていくことが望ましいことから、今後は、まず、可食部及び不可食部の量的な把握を行うことなどにより、発生抑制の余地や手法について検討していく必要があるとされたところで</p>
8	<p>1. 基準発生原単位に対する考え方について</p> <p>(1) 各種食料品小売業における発生抑制は、事業者毎の取組を原則とし、基準発生原単位を設定する場合については、個々の実情を勘案した上で、各事業者の積極的な取組を阻害しないようお願いしたい。</p> <p>【理由】</p> <p>小売業において発生する主な食品廃棄物等は青果物くず、魚アラ、廃油、売れ残りの惣菜、弁当類ですが、店舗の立地、構造、規模によりその店舗運営が異なること、生活者のニーズに合わせた商品提供のあり方等により発生数量は店舗毎に差異が生じます。そうしたことから、自主基準による一律の目標値を設けることは店舗運営等の実態が反映されず、かえって取組みに混乱をきたしかねません。</p> <p>したがって、数値のみによる評価によって優劣が生じることは絶対に避けるべきであり、事業者が積極的に推進している取組を後退させることがあってはなりません。まずは、実態に即した対応が可能である事業者毎の努力目標とすべきであります。</p> <p>しかしながら、仮に発生抑制の目標値を策定するのであれば、</p> <p>①店外加工を主な運営方法としている場合 ②店内調理加工で発生する不可食部の扱いがまちまちである場合 ③食品廃棄物等の管理方法が直営部分のみの場合、またはテナントを含めて管理をしている場合</p> <p>等により発生量が大量に異なることから自らの実態を把握・理解してより積極的な取組ができるような仕組みを是非とも構築していただきたい。</p> <p>(2) 今回の基準発生原単位については主務大臣が定める期間（平成24年4月1日から平成26年3月31日）の終了後に見直しが行われるのか明確にしていきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>今回の基準発生原単位は2カ年分の定期報告の数値から業種別の目標値を設定しているが、発生量の計測方法等には事業者ごとにバラツキがあり、その中で設定した数値のため、誤差があるものと思われ</p>	<p>【1の(1)】</p> <p>平成23年12月27日に開催した「第5回食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討ワーキンググループ」では、各種食料品小売業における店舗内調理やセントラルキッチンの有無などが、食品廃棄物等の発生量に影響を与えることは事実であるものの、一方で、店舗内調理やセントラルキッチンの扱いは、企業の経営戦略に大きく左右され、変化も激しく、また、多くの事業者が、現状では食品廃棄物等の発生量を適切に把握できていないことを勘案した場合、その評価は難しく、この点を業種別の目標値設定の際の考慮に入れる必要はないという判断をしております。</p> <p>ただし同ワーキンググループでは、将来的には、これらを考慮した目標値設定を行うことが望ましいと考えており、まずは、各事業者が食品廃棄物等を計量することにより、発生量の適切な把握に努める必要があるとしています。</p> <p>【1の(2)】</p> <p>今回の目標値について、主務大臣が定める期間は、平成24年4月から平成26年3月までの2年間です。</p> <p>その後については、2年間の定期報告の結果及び、目標値の設定を暫定的に設定することとした業種の状況を踏まえ、改めて目標値の見直しに向けた検討を行うこととなります。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>2年間の期間終了後にこれらの誤差について精査を行い、基準発生原単位の目標について見直しが行われるのか明確にしていきたい。</p> <p>2. 発生抑制のための対策について</p> <p>(1) フードバンクの利用促進に繋がる食品関連法令の運用をお願いしたい。</p> <p>【理由】</p> <p>WG報告書では「発注精度の向上、フードバンクの利用、消費者への働きかけ等の工夫など多様な手法での食品廃棄物等の発生抑制が可能である」としてフードバンクの利用を推奨していますが、商品を譲り渡した後の食品について、食品を譲渡した事業者に対する食品関連法令による罰則等の適用が行われないようにしていきたい。</p> <p>(2) 発生抑制に資する投資に対する補助金等の設置をお願いしたい。</p> <p>【理由】</p> <p>発生抑制のための取組のひとつとしてWGの報告書では「食品廃棄物等の発生量を適切に把握することにより、発生抑制の余地や手法を検討していく必要がある」としてしていますが、発生量を適切に把握するためには、各店舗における廃棄物計量器の導入等、多大なコストが発生することとなります。</p> <p>そのため、計量器導入が円滑に進むよう国による補助金の導入等について検討していただきたい。</p>	<p>【2の(1)】</p> <p>フードバンクの中には、ネットワークを構築し、その中で食品関連企業をはじめとする寄贈者や福祉施設等の受贈者、寄贈食品を最終消費する支援対象者に係るルールを共通の「ガイドライン」として定め、これを共有しつつ、品質管理や事故対応など行おうとする動きがあります。こうした取組を支援することにより、フードバンクの利用が図られるよう取り組んでまいります。</p> <p>【2の(2)】</p> <p>食品廃棄物等の発生量を計量し、適切な把握に努めることにより、コスト削減に繋がる場合があります。大手スーパーの中には、実際に、こうした取組を通じて利益を上げている例もあり、各企業での取組をお願い致します。</p>
9	<p>1. 目標の設定は理解できるが、その対策が各事業者任せになっている。今回の報告書にも明記されるとおり廃棄削減は事業者にとって利益源となることは明らかで、どこに食品廃棄の根本的な問題があるかをもっと探究すべきだと考える。食品産業全体のしくみと国民の意識改革が必要であり、国民ひとりひとりの取り組みが必要と考える。このため、「目標値の設定を契機に、消費者・地域等が食品廃棄物等の発生抑制の取組を行う事業者を応援するような環境コミュニケーションが形成されることを期待。」とあるが、期待するだけでなく何らかのアクションプランが必要不可欠と考えられる。そのためにも食育についてはさらに強化が必要と考える。</p> <p>2. 食品製造業にとって流通からの返品はいわゆる「優越的地位の濫用」にもつながるケースもあると考えられる。流通業への目標値を厳しくする設定により、報告書にある「安易な返品の増加」は避けられないと予想され、その際は、トータルでは廃棄の削減にはつながらない。従って、目標値とセットで返品に対する何かしらの法規制も考えるべきである。特に報告書で課題となっている「1/3ルール」についてはある程度の法規制の下で改善していく課題だと考える。</p> <p>3. 賞味期限の考え方を広く国民に啓蒙する機会を増やし、国民ひとりひとりがそのような意識で廃棄を</p>	<p>目標値の設定にあたり、ご理解いただきありがとうございます。</p> <p>【1～4及び8、9】</p> <p>今回、食品廃棄物等の発生抑制を図るため、目標値を設定しましたが、それに留まることなく、国としても、フードチェーン全体の取組を推進するため、今後、商取引慣行に関する調査・検討・分析を実施し、発生抑制のための具体的方策の普及を図るほか、消費者を巻き込んだ取組として、フードバンク活動の具体的検討支援や、関係省庁及びNPO法人等主催の環境問題に関するイベント等を通じて発生抑制の必要性に関する普及・啓発を推進してまいります。</p> <p>他方、食品廃棄物等の発生抑制は、コスト削減につながり、環境にも配慮した取組であるにもかかわらず、個々の企業での取組が十分に行われていない現状もあることから、フードチェーン全体の取組を図るとともに、まずは、各企業が、社会的な問題意識を持って、発生抑制に取組むだけでなく、社会全体の抑制とするためにも、業界として商取引慣行等の改善など、食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組を始めることが必要です。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>少なくすることも推奨すべき</p> <p>4. たとえば、「曲がったキュウリは購買しない」など、流通業特にナショナルチェーンが野菜などの規格を決めることが、一次産業での廃棄につながっていることの見直しが必要。</p> <p>5. 些細なことで食品回収になる事例が多い。食品回収については、消費者が納得のいくある一定の判断基準を公にし、回収自体も減らす政策が必要と考える。</p> <p>6. 残留農薬の基準値について安全確認ができていないものは基準値の設定が遅れており、海外から輸入原料について健康被害がないにもかかわらず廃棄処分となる事例がある。上記で示した食品回収の判断基準のうち、特に残留農薬の基準値設定については、関係部署への投げかけをお願いしたい。</p> <p>7. 業種が細分化されたが、複数種類の製造を行っている場合はどの分類に該当するのか。</p> <p>8. 「賞味期限内にも係らず返品される」といった流通における行き過ぎた食品の扱いについて、より適正に消費サイクルが回るしくみの構築を、行政を絡めてフードチェーン全体で検討する必要がある。</p> <p>9. NPO活動として行われている「フードバンク」はまだまだ一般的でない。このような活動を広く知らしめ、より多くの事業者が取り組みやすいように推進していただきたい。</p>	<p>【5】 商品の回収については、各企業が自主的に実施している場合が多く、一律の基準を設けることは困難と考えられます。</p> <p>【6】 残留農薬の基準設定については、厚生労働省及び食品安全委員会等の関係部局にお伝えします。</p> <p>【7】 業種区分については、事業内容に応じて確認が必要となる場合がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせ願います。</p>
10	<p>貝殻の発生抑制について 当社の主力商品として、貝のむき身の取り扱いが年々増加の傾向にあり、必然的に貝殻の発生は避けられません、又2年前は貝殻のリサイクルには業者に委託していましたが廃業したため、代替りの業者を探していたがいずれも近隣に該当先が見渡らず、現状では市の環境局に処分を依頼しています。</p> <p>したがって発生の抑制目標又はリサイクルには実態に即した施策を御願います。</p>	<p>「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討 WG 報告書」において、食品の製造過程で必然的に発生する不可食部のある業種については、今の段階で目標値を設定し、発生抑制を求めていくことは困難としており、貝殻はこれに該当すると考えられます。したがって、当面は自主的な努力により、発生抑制に努めるとともに、再生利用の更なる推進に努めるようお願いいたします。</p>
11	<p>食品廃棄物等の多量発生事業者の定期報告に関し、日本標準産業分類の「中分類」又は「小分類」を「細分類」に改定することに対し、賛成いたします。</p>	<p>ご理解いただき、感謝いたします。</p>
12	<p>1. 外食産業では、業のなりわい上発生する「調理屑」「廃食油」のような非可食の食品廃棄物もあり、業種によっては、発生抑制に限界があり、単純に発生抑制を進めると、商品特性、サービスなどを含めた事業モデルの転換を余儀なく選択していかねばならないです。そのような状況下、一律に目標値を設定せず、非可食部については控除を行ったりするなど、有効性を持ったルール化を行うなど、今後検討すべき事項と思われる。</p> <p>2. 発生抑制の目標値については、業種業態での単一目標値の設定ではなく企業の事業の実情に合わせ、「企業単位での設定」等も選択できるような仕組み</p>	<p>「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討 WG 報告書」に記載されているとおり、外食産業で発生する調理くずや食べ残しなどはいずれも可食部であり、発生抑制の重要性が高いうえ、異物混入や塩分・油分が多い故に再生利用も進みにくいことも考えれば、再生利用等実施率目標の達成という観点からも、できる限り発生抑制を行うことが必要です。</p> <p>一方、外食産業の業態は多様であり、日本標準産業分類をベースとした現在の定期報告の業種区分では、例え細分類による仕分けを行ったとしても、業態を踏まえた目標値の設定とはならないことと、現時点では必要なデータが得られていないことを踏まえ、今回</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>を構築し、非可食部の食品廃棄物の発生分については、リサイクル率を優先させるなど、企業が取組むにあたってその取組が促されるような、インセンティブのある仕組みの構築・検討が必要であると思われます。</p> <p>3. 外食産業はビジネスモデルの在り方などが多様なことで、食の文化を醸成してきており、日本標準産業分類に基づく分け方は、販売商品や販売形態に着目した分類であり、経営戦略（品質・コスト）から選択される「加工（＝発生）段階」をサプライチェーンでどこに置くか（委託メーカー：外部か、自社セントラルキッチン：その他食料品製造か、店舗現場：飲食店かなど）で発生量が同業種でも異なることも含め、廃棄物発生の実態に合った区分とは言えません。したがって、従来の業種区分と違った統計軸を検討し、発生抑制を行っていくことなどが、施策上有効であり、また、各企業が持続発展的な経営を行っていく上で、重要であると思われます。</p> <p>4. フランチャイズチェーンにおいて、本部側の主たる食材の卸売先（販売先）が各店舗を運営する加盟オーナーである場合、多数店の飲食店舗の売上に本部在庫商品量は、一体で動くため、「飲食店」と「卸」に分けずに、発生抑制目標の分母に、在庫商品（廃棄食材）を含めた方が、本部側の全体施策として有効です。在庫分が、末端店舗での総量との割合で、相当程度低い場合などは、報告を「飲食店」業種に含む（但し、発生量は別記）などとするについて検討する必要があるかと思われます。</p>	<p>は、目標値の設定を見送ることとしたところです。</p> <p>今後は、食品廃棄物等の発生の仕方に着目した業種区分に基づく定期報告を求めることなどによりデータを集め、2年後に設定を行うこととなります。</p> <p>なお、発生抑制の取組に熱心な事業者を拡大していくためには、業種一律の目標値を設定することにより、事業者の努力を客観的に評価することが必要となります。ご指摘の点も踏まえつつ、業界の実態が反映されるような目標値の検討をまいります。</p>
13	<p>1. 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づく告示案」に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清涼飲料については、製造業・卸売業・小売業が協力して、食品廃棄物の抑制につながるフードチェーンの形成に向けて努力を続けているところであります。 ・ しかし、業界間の連携・協力による取組には限界もあり、行政主導による、返品や鮮度管理等の商取引慣行の見直しが必要となっております。 ・ 関係業界の取組みを支援し、発生抑制を推進していく上でも、関係官庁が連携し発生抑制のための環境整備を行なっていただきますよう要望致します。 <p>2. 「食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部改正案」に対する意見（清涼飲料製造業の業種区分変更について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清涼飲料製造業等では、食品廃棄物等の発生が、製造に伴い必然的に発生する不可食部と流通との間で生じる過剰在庫等の可食部にあり、特に後者の発生抑制の重要性が高いとされております。発生抑制の目標値設定のために必要とされるデータは、「製造に伴う残さ」と「過剰在庫等の可 	<p>【1】</p> <p>ご指摘のとおり、現在の商取引慣行が返品へつながる場合があると考えられ、これを改善するためには、個々の企業の取組だけではなく、フードチェーン全体での取組が重要です。</p> <p>このため、国としても商取引慣行に関する調査・検討・分析を実施し、発生抑制のための具体的方策の普及を図りたいと考えておりますが、まずは個々の企業が発生抑制の取組を通じ、商取引慣行が返品につながるということを認識するとともに、業界団体としても、商取引慣行に対する話し合いを行うことが重要です。</p> <p>【2】</p> <p>平成23年11月1日に開催した「第2回食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討ワーキンググループ」における、全国清涼飲料工業会のヒアリングでは、「清涼飲料全体での原単位目標は馴染まない。食品廃棄物量は商品カテゴリーによって大きな差があり、商品カテゴリー別原単位目標を設定することが好ましい」とのご意見をいただいております。今回の定期報告省令改正案で示しました平成24年度以降の業種区分は、その</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>食部分」それぞれの発生量の把握にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の改正案で、清涼飲料製造業については「茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。」と「その他」の2つに業種を細分化する案となっております。これは、残さの発生の有無による細分化であり、発生抑制に重要とされている「可食部分」の発生量を把握するような分類となっております。 更に、清涼飲料では、茶、コーヒー、果汁等の残さが発生する商品とそれ以外の商品を同一製造場で製造している場合が多くあります。そのため、改正案のように細分化した場合、実績の把握を各製造場で製造ラインまたは、製造ロットごとに集計しなければならず、定期報告のために多大な業務負担が生じることとなります。 目標値設定に必要なデータを収集するという初期の目的に合致しておらず、更に、報告のため事業者に過度の負担を強いることから、今改正案で清涼飲料製造業については、従来通りの業種区分とし省令案のような業種の細分化を行わないよう要望致します。 	<p>点を踏まえた上での対応となっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>
14	<p>4月からはデータの集まった16業種だけを暫定的に実施するとされているが、食品廃棄物の発生抑制を効果的に行っていくためには、全業界で取り組んでいく必要があると考える。2年後の本格実施までにはデータを整備し全業界で取り組めるよう対応をお願いしたい。</p> <p>暫定実施する16業種について、単独業界だけでの取組みでは抑制幅は限られてくると考えられるので、「小売り・販売サイド」や「消費者」等を巻き込んだ全国的な取組となるよう行政サイドの対応の強化をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、社会全体で発生抑制を行うためには、今回目標値を設定した16業種以外の全ての業種で、発生抑制の取組が必要であり、「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討WG報告書」に記載されているとおり、将来的には、できるだけ多くの業種において目標値の設定を目指すこととしています。そのため、今回の定期報告の業種の見直しにより、新たな業種区分での報告を求めたところです。</p> <p>今回、食品廃棄物等の発生抑制を図るため、目標値を設定しましたが、それに留まることなく、国としても、フードチェーン全体の取組を推進する上で、今後、商取引慣行に関する調査・検討・分析を実施し、発生抑制のための具体的方策の普及を図るほか、消費者を巻き込んだ取組として、フードバンク活動の具体的検討支援や、関係省庁及びNPO法人等主催の環境問題に関するイベント等を通じて発生抑制の必要性に関する普及・啓発を推進してまいります。</p>
15	<p>食品リサイクル法の下で、食品製造業における資源有効利用の目標は、再生利用等の実施率として85%が設定され、以降、日本パン工業会では食品廃棄物等の再資源化に積極的に取り組み、2010年度現在、国の目標を大きく上回る96%のリサイクル率を達成しております。</p> <p>一方、発生抑制については、環境への配慮と共に経営的観点からも、無駄の排除やコスト管理による削減への取り組みを実施してきており、今後も継続して一層の努力を重ねていく所存です。</p> <p>しかし、今般の食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討を通じて、現行法上の食品廃棄物等の定義が「食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られ</p>	<p>発生抑制の取組にご理解いただき感謝いたします。</p> <p>「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討WG報告書」において、食品廃棄物等のうち商品として、既に市場が形成されているものについては、食品廃棄物等の発生を抑制するからといって、こうしたものの発生抑制を求めるものではないとされており、パンの耳は、既に商品として市場が形成されていることから、これに該当すると考えられます。</p> <p>ただし、同報告書では、食品流通業との取引の結果発生する過剰生産品・在庫品・返品などの食品廃棄物等は、食用としてそのまま利用できる上、発生抑制の取組として話し合いで解決できる部分もあるなど、工夫次第で様々な取組が可能であるとしており、こうし</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>た物品のうち食用に供することができないもの」とされているため、食パンや調理パンの製造により副次的に発生し、そのほとんどが有価で販売され有効利用されているパンの耳が、食品廃棄物等に含まれてしまうという問題が明らかになりました。今般のWG報告書では、パンの耳は、「食品の製造に伴い必然的に発生し、商品として市場形成されているものについては、発生抑制を求めることは不適切である」とされ、実態に合った整理がなされましたが、今後、発生抑制の取り組みを実効性のあるものとしていくためには、「食品廃棄物等」の定義の見直しを進め、パンの耳を発生抑制の対象から外していくべきです。つきましては、2年間の暫定実施期間においては、食パンの耳とそれ以外の食品廃棄物を区分してデータ収集が可能となるよう、定期報告書の形式を変更すべきです。</p> <p>また、製造工程に起因する不良品等のロスの削減については、事業者として徹底した対応が求められますが、ロスの発生率は機械設備等の生産体制の状況によって異なるものであり、発生抑制の目標値を設定する上で、それぞれどの程度削減が可能か検証すべきです。</p> <p>また、流通との取引に起因する過剰生産や返品等の削減については、製パン事業者のみの努力では解決が困難な課題です。パンは基本的に消費期限で管理され、鮮度を求められる製品であるため在庫を持つことができず、その上、現状では流通チェーンからの発注が出荷日の前日であるため、受注後の受注数量確定前に予測により製造をスタートせざるを得ない状況となっております。こうした取引の現状を改善し、過剰製品ロスの発生抑制へと結び付けていくことは、既にWG報告書でも述べられておりますが、フードチェーン全体、特に要である流通業を中心に取り組むべき課題であります。つきましては、この課題解決のため、行政におかれましては、単に食品廃棄物の発生抑制の目標値の設定を求めるだけでなく、実効性の伴うものとなるようご指導をお願い申し上げます。</p>	<p>たものの発生抑制の取組を進めていくことが必要です。</p> <p>また、現在、パンの耳は、そのほとんどが、再生利用の飼料化に向けられています。食品としての可能性が高いことから、可能なものについては、食用に回すことが重要であり、こうした取組を進めていくことが必要であると考えられます。</p> <p>なお、現状において、パンの耳とそれ以外を分けたデータの整理もされておらず、パンの耳とそれ以外を分けた目標値の設定は技術的に困難です。よって食品廃棄物等の対象から除外することは、困難です。</p> <p>なお、今回、食品廃棄物等の発生抑制を図るため、目標値を設定しましたが、国としても商取引慣行に関する調査・検討・分析を実施し、発生抑制のための具体的方策の普及を図りたいと考えておりますが、まずは個々の企業が発生抑制の取組を通じ、商取引慣行が返品につながるということを認識するとともに、業界団体としても、商取引慣行に対する話し合いを行うことが重要です。</p>
16	<p>【意見1】 基準発生原単位の遵守義務に関わるペナルティの考え方 【意見内容】 基準発生原単位を遵守できない場合のペナルティ（勧告、公表）を行わないこととする。 【理由】 基準発生原単位を業種内の平均値に0.5シグマを加えた数値で決定する場合、必ず3割程度の事業者が基準発生原単位をクリアできないことになる。発生抑制の取り組みが進展しても必ず3割がクリアできない状況に変わりなく、努力して、発生抑制を進める事業者でもクリアできない可能性があるため、基準発生原単位を遵守できない場合のペナルティは慎重であるべきと考える。</p>	<p>【意見1】 発生抑制の目標値については、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」第3条第2項において、「食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位（付録第三の算式によって算出される値をいう。）が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。」とされており、事業者における努力目標となっております。</p> <p>ただし、食品リサイクル法第10条第1項では、「主務大臣は、食品廃棄物等多量発生事業者の食品循環資源の再生利用等が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>【意見2】 「省令の一部を改正する省令案」に以下の改正を追加する。</p> <p>【意見内容】 定期報告書の表1「食品廃棄物等の発生量」の欄に食品製造業者だけが記入する項目として「製品段階での食品廃棄物量（t）」を追加する。</p> <p>【理由】 食品製造業者は、「生産段階」で発生する食品廃棄物発生量の抑制は、経営合理化の取り組みの中で十分に進んでいる。ただし、1/3ルール問題にも関連して、食品卸売業、食品小売業との関係の中で発生する「製品段階」の食品廃棄物は十分に抑制されているとは言えず、利害関係者内だけの解決は困難であるのが現実である。定期報告書において、食品廃棄物に占める製品廃棄物の割合を見える化することで、指標づくりを可能とし、製造～販売トータルでの発生抑制を促すことにつながる。</p> <p>【意見3】 「省令に基づく告示案」の（基準発生原単位）の「備考」に以下の項目を追加する。</p> <p>【意見内容】 （基準発生原単位）の「備考」に項目4として、「この表において「基準発生原単位」の設定のない業種に係る食品事業者は、自主的に「基準発生原単位」を設定する等、発生原単位の維持向上に努めるものとする。」を追加する</p> <p>【理由】 発生抑制の重要性は高いが、今回はデータ不足により設定を見送る業種は、2年後をめどに目標値を設定することとして目標値検討WGで結論づけている。2年後にデータ不足を理由とした再度の見送りが無いことを担保するためにも「自主的に基準発生原単位等を設定」により地ならしすることが必要である。また、データを提出して、基準発生原単位の設定を受けて維持向上に努める業種との不公平感を無くするためにも必要である。</p> <p>【意見4】 「省令の一部を改正する省令案」に以下の改正を追加する</p> <p>【意見内容】 定期報告書の[備考]欄の9の文章を「表3の「基準発生原単位」が定められていない場合は、「該当なし」と記入する。ただし、自主的な基準発生原単位を定めている場合は、その数値を表3の「基準発生原単位」に記入し、その旨を「理由」欄に記入する。」と修正する。</p> <p>【理由】 意見3の実効性を高めるため。</p>	<p>認めるときは、当該食品廃棄物等多量発生事業者に対し、その判断の根拠を示して、食品循環資源の再生利用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。」としており、目標を達成していないからといって、取組が著しく不十分な場合は勧告の対象となる場合があります。</p> <p>しかしながら、今回、設定した目標値は、試行的に実施するという観点から、今後2年間は、暫定目標値としており、現時点で勧告等の法的措置（ペナルティ）が課せられるとは考えておりません。</p> <p>【意見2】 ご指摘の事項は有意義な対処方法とは思いますが、定期報告における新たな報告事項の追加は、事業者負担も大きく今回は見送らせていただくこととしました。なお、今後、2年間の定期報告の結果及び、目標値の設定を暫定的に設定することとした業種の状況を踏まえ検討してまいりたいと思います。</p> <p>【意見3】 「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討WG報告書」においては、今回、目標値の設定をしなかった業種については、当面、自主的な発生抑制に努めるとともに、再生利用の更なる推進を図ることが必要としています。</p> <p>【意見4】 目標値の設定がされていない業種等について、自主的な取組として目標値を立てていただくことはやさかではありません。業界団体等で適宜検討していただき、自主的な取組をお願いします。</p>